

沖縄辺野古代執行訴訟

判決期日示さず

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に向け、国が提起した「代執行」訴訟は30日、福岡高裁那覇支部で口頭弁論が行われ、即日結審しました。

件として、①県が法令違反し、職務を怠つて、他の方法では是正が困難と著しく公益を害するとは明らかであるから、弁論に先立って提出された県の答弁書は、辺野古新基地問題の原点は1999年9月の少女暴行事件であり、過量な基地負担を苦しむ県民は、2014年経験、続々米軍の占領を奪い、血の辺野古の設計変更を承認する代執行は、「本来あってはならない最終手段」（県弁護団）です。司法では、年内にも埋立て工事の着手を狙う国の意向に隸属するのではなく、地方自治の本質とのこと、慎重な判断が求められます。

■民意

「代執行」訴訟の経緯

防衛省沖縄防衛局は2020年4月、辺野古埋め立て区域北側の大浦湾に広大な軟弱地盤が確認されたとして、県に設計変更を申請。玉城デニー知事は21年11月、公有水面埋立法の要件を満たしていないとして不承認に。国側はこれを不服として、県の不承認を取り消す裁決とは正の指示を出しました。県は提訴しましたが、今年9月4日、最高裁は県の上告を棄却。判決を踏まえ、国は代執行に向けた訴訟を提起しました。

国が勝訴すれば職務執行命令を出し、県が応じなければ代執行に踏み切ります。

ただ、大浦湾側には過去の施工実績70㌶を超える、最深90㍍におよぶ軟弱地盤や大量の土砂調達、7万本もの砂杭など難工事が待ち受けており、予定通り進む見通しは立っていません。

民意・対話訴えた知事

件として、①県が法令違反し、職務を怠つて、他の方法では是正が困難と著しく公益を害するとは明らかであるから、弁論に先立って提出された県の答弁書は、辺野古新基地問題の原点は1999年9月の少女暴行事件であり、過量な基地負担を苦しむ県民は、2014年経験、続々米軍の占領を奪い、血の辺野古の設計変更を承認する代執行は、「本来あってはならない最終手段」（県弁護団）です。司法では、年内にも埋立て工事の着手を狙う国の意向に隸属するのではなく、地方自治の本質とのこと、慎重な判断が求められます。

件として、①県が法令違反し、職務を怠つて、他の方法では是正が困難と著しく公益を害するとは明らかであるから、弁論に先立って提出された県の答弁書は、辺野古新基地問題の原点は1999年9月の少女暴行事件であり、過量な基地負担を苦しむ県民は、2014年経験、続々米軍の占領を奪い、血の辺野古の設計変更を承認する代執行は、「本来あってはならない最終手段」（県弁護団）です。司法では、年内にも埋立て工事の着手を狙う国の意向に隸属するのではなく、地方自治の本質とのこと、慎重な判断が求められます。

件として、①県が法令違反し、職務を怠つて、他の方法では是正が困難と著しく公益を害するとは明らかであるから、弁論に先立って提出された県の答弁書は、辺野古新基地問題の原点は1999年9月の少女暴行事件であり、過量な基地負担を苦しむ県民は、2014年経験、続々米軍の占領を奪い、血の辺野古の設計変更を承認する代執行は、「本来あってはならない最終手段」（県弁護団）です。司法では、年内にも埋立て工事の着手を狙う国の意向に隸属するのではなく、地方自治の本質とのこと、慎重な判断が求められます。

福岡高裁那覇支部に向かうトトー知事は「ありふる紛争を解決するための基本的な方法」とした。この対話は、憲法の基本原理である民主主義の理念からも極めて重要な対話だと訴え、対話を強行するとは、「到底認められない」と訴えました。



■対話

福岡高裁那覇支部

もう一つは、対話による解決です。答弁書によると、県は国との対話を繰り返し求め、総務省の第三者機関である「国地方係争処理委員会」も16年6月、国と県が「真摯（しんし）に協議を行う」と約束しています。しかし、国は対話による解決を拒否してきました。その背景に示すのか、あるいはさ

と、この政府の姿勢があります。知事は「ありふる紛争を解決するための基本的な方法」とした。この対話は、憲法の基本原理である民主主義の理念からも極めて重要な対話だと訴え、対話を強行するとは、「到底認められない」と訴えました。

■注目

条の8は、代執行の要
地方法第245